

環境局施設の指定管理者候補者を決定

環境局では、効率的な管理運営と質の高いサービス提供を目指して、東京都立多幸湾公園（以下「多幸湾公園」という。）の指定管理者候補者を次のとおり決定しましたのでお知らせします。

今後、令和8年第一回東京都議会定例会に指定の議案を提出する予定です。都議会の議決が得られたのち、東京都は、指定管理者候補者を指定管理者に指定し、協定を締結します。

記

○選定の概要

| 対象施設 | 指定管理者 候 補 者 | 指定期間 | 選定方法 |
|-------|----------------|---------------------------------------|------|
| 多幸湾公園 | 神津島村 | 4年9ヶ月 (令和8年7月1日から 令和13年3月31日まで) | 特命 |

※指定管理者候補者の提案した事業計画書は、環境局ホームページに掲載しています。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/shiteikannrisya/oshirase>



【問合せ先】

環境局自然環境部緑環境課 直通電話03-5388-3508

1 選定の経緯

東京都指定管理者制度に関する指針（令和6年4月1日施行）IV3（2）の「①山間や島しょなどに設置され、地理的に事業者の参入機会が限定される施設」に該当しています。

加えて、指定管理者候補者は次のとおり、指定管理者として十分な水準にあると判断できるため、特命による選定を実施いたしました。

- ・多幸湾公園は、富士箱根伊豆国立公園に位置し、自然公園法の下、多幸湾集団施設地区に位置付けられている。
- ・地域雇用を確保し、継続して円滑な施設の管理運営が可能である。
- ・自然災害や事故発生時に対応の主体となる機関であること、特に、近年の激甚化する自然災害に対してより一層、公の機関として果たす役割が重要である。
- ・地域資源や人材等を活用した体験サービス等により地域振興への寄与、安定した経営基盤による継続的な管理運営が可能であるのは、神津島村においてほかにない。

| | | |
|------|--------|------------------|
| 令和7年 | 10月30日 | 選定方法等の審査 |
| | 12月17日 | 申請書及び事業計画書等の提出 |
| | 12月22日 | 環境局指定管理者選定委員会の開催 |

2 環境局指定管理者選定委員会委員名簿

5名（外部委員4名、内部委員1名）

| | | |
|-----|--------|---------------------|
| 委員長 | 山本 清龍 | 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授 |
| 委員 | 鳥居 敏男 | 一般財団法人自然公園財団専務理事 |
| | 町田 怜子 | 東京農業大学地域環境科学部教授 |
| | 守泉 誠 | 公認会計士 |
| | 三浦 亜希子 | 環境局環境政策担当部長 |

3 審査項目

| 審査項目 | |
|-------------------------|--|
| ① 管理運営実績の程度 | ア 公の施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。 |
| ② 業務に関する知識・経験の水準の程度 | ア 自然公園の管理に関する知識を有していること。 イ 施設の維持及び修繕、施設等の使用の受付及び案内に関する業務経験を有している者を業務に従事させること。 ウ 適切な管理運営方針が示され、管理運営体制が整えられていること。 エ 施設補修等への対応方針が明確で、対応姿勢に積極性が見られること。 オ 従業員の接遇・能力等の向上への取組が示されていること。 |
| ③ 施設の効用の発揮と効率的な管理運営への取組 | ア 事業経費について効率化が図られていること。 イ 事業経費のほか、業務の効率化に向けた取組が図られていること。 ウ 地域の人材や団体との連携等により、地域の振興に寄与する取組が図られていること。 |
| ④ 法令等を遵守した適切な管理運営に係る取組 | ア 関係する法令及び条例の規定を遵守する取組が示されていること。また、事業主体として社会的責任を果たしていく意思があること。 イ 施設の適切な維持管理に向けた取組が図られていること。 ウ 施設の安全管理及び快適性・清潔性を保つ取組が図られていること。 エ 環境に配慮した運営に向けた取組が図られていること。 |
| ⑤ 利用者サービスの向上に係る取組 | ア 利用者のニーズを把握し、反映させる取組が図られていること。 イ 障害者や子供・高齢者など多様な人々への利用促進が図られていること。 ウ 展示及び解説業務について工夫が図られていること。 エ 都民を環境学習及び環境保全に資する人材に育成するための取組が図られていること。 オ 施設を活用した自主事業等、質の高いサービスへの取組が図られていること。 カ 広報活動への取組が図られていること。 |
| ⑥ 災害時及び緊急時の体制整備に係る取組 | ア 災害時及び緊急時に迅速かつ適切に対応できる体制の整備への取組が図られていること。 |

4 特命施設の選定理由（議事要旨）

(1) 指定管理者候補者の名称
神津島村

(2) 選定理由（議事要旨）

- ア 地元の人材と資源の活用による島文化の継承と、イベントの取組などによる利用者増が期待できる。
- イ キャッシュレス決済とDXの取組に加えて、インバウンド対応やインクルーシブな利用者対応を進めて欲しい。
- ウ 星空観察会などの島の特長を生かしたプログラムの取組は、島外利用者の増加に期待できる。